

## 野々市市国際友好親善協会規約

### (目的及び設置)

第1条 本市と国内外の都市との友好親善を基調として、市民の相互理解をもとに、教育・文化・産業等他方面にわたる交流を深め、もって、市民生活の向上と地域経済の発展を図るとともに、世界の平和と繁栄に貢献することを目的に、野々市市国際友好親善協会（以下「本会」という。）を設置する。

### (事業)

第2条 本会は前条に掲げる目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 国内外の都市・団体間との人事交流及び教育・文化・産業等各分野にわたる交流の促進

(2) 友好親善活動の啓発

イ 市民の交流と相互理解の醸成

ロ 国内外の情報・資料の収集並びに提供

(3) 本市が行う姉妹都市及び友好校交流事業の支援

(4) 多文化共生社会づくりに関する事業

(5) 日本語教室、日本文化研修など市内在住外国人の支援に関する事業

(6) その他目的達成に必要な事業

### (組織)

第3条 本会の会員は、第1条の目的に賛同し、会費を納めるものをもって構成する。

2 会員は、個人の普通会员と団体及び法人の賛助会員の2種とする。

### (会員)

第4条 会員の年会費の額は、次のとおりとする。

(1) 普通会员 年額 1,000円

(2) 賛助会員 年額 15,000円

2 前項の会費については、毎年、当該年度分を事務局が指定する期日までに指定する預金口座に振り込まなければならない。

### (役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 理事 若干名

(4) 監事 2名

2 本会の役員は、理事会において、会員の中から候補者を指名推薦し、総会に諮って決める。

### (役員職務)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。職務の代理順位については、あらかじめ会長が指名する。

3 理事は、会長、副会長とともに理事会を構成する。

4 監事は、本会の会計を審査し、総会において会計監査報告をする。また、理事会に出席し、意見を述べることができる。

### (役員任期)

第7条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

### (顧問・参与)

第8条 本会に、理事会の推薦により、顧問及び参与を置くことができる。

### (部会の設置)

第9条 第2条第3号に規定する事業のために、本会に、部会を置くことができる。

2 部会員は、参与および理事をもって構成し、必要に応じて他の国際友好団体の構成員として活動することができる。

3 部会の長は、参与および理事の互選により選任する。

(会議と構成員)

第10条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

2 総会は、本会の最高決議機関であり、会員全員で構成し、毎年定期に開催する。

ただし、理事会が必要と認めるときは、臨時に総会を開催することができる。

3 理事会は総会に次ぐ決議機関であり、執行機関を兼ねるものとする。

4 会議は、会長が招集する。

(会議の運営と報告)

第11条 会議は、その構成員の2分の1以上（委任状を含む）の出席がなければ、これを開催することができない。

2 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事会での決議事項は、次期総会において報告し、承認を得るものとする。

4 会議の議長は、会長が当たる。

(経費)

第12条 本会の経費は、会費、補助金、委託金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(決算及び監査)

第14条 本会の会計決算は、決算終了後、監事の監査を受けなければならない。

(事務局)

第15条 本会の事務を円滑に行うため、事務局を野々市市役所市民協働課内に置く。

2 事務局長及び事務局次長は会長が任命し、理事会の承認を得るものとする。

3 事務局長は、事務局を統括し業務を処理する。

4 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、本会の会務の執行に関し必要な事項は、理事会において決定する。

附 則

この規約は、平成6年5月6日から施行する。

附 則

この規約は、平成8年4月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年4月9日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年11月11日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年6月4日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年8月25日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年6月8日から施行する。